

平成23年  
第4回 飯塚市議会会議録第6号

平成23年9月30日(金曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第23日 9月30日(金曜日)

- 第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)
- 1 議案第64号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)
  - 2 議案第72号 財産の譲渡(天道自治公民館敷地)
  - 3 議案第75号 訴えの提起(片島民有地の時効取得による所有権確認)
- 第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)
- 1 議案第67号 飯塚市子育て支援センター条例
  - 2 議案第78号 指定管理者の指定(飯塚市穂波福祉総合センター)
  - 3 認定第18号 平成22年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
- 第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)
- 1 議案第65号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
  - 2 議案第69号 契約の締結((仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(1工区)工事)
  - 3 議案第70号 契約の締結((仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(2工区)工事)
  - 4 議案第71号 契約の締結((仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(3工区)工事)
  - 5 議案第76号 指定管理者の指定(飯塚市文化会館)
  - 6 議案第77号 指定管理者の指定(飯塚市市民交流プラザ)
- 第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)
- 1 議案第66号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)
  - 2 議案第68号 飯塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
  - 3 議案第73号 土地の処分(平恒地区工場適地)
  - 4 議案第74号 土地の処分(飯塚リサーチパーク)
  - 5 議案第79号 市道路線の廃止
  - 6 議案第80号 市道路線の認定
  - 7 議案第81号 専決処分の承認(平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号))
  - 8 認定第15号 平成22年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
  - 9 認定第16号 平成22年度 飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
  - 10 認定第17号 平成22年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 第5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第82号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること
- 第6 選挙第6号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙
- 第7 議会選出各種委員の選出
- 第8 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議員提出議案第19号 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める

## 意見書の提出

- 2 議員提出議案第20号 原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書の提出
  - 3 議員提出議案第21号 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書の提出
  - 4 議員提出議案第22号 円高是正のための総合的な対策を求める意見書の提出
  - 5 議員提出議案第23号 「非核三原則」の法制化を求める意見書の提出
  - 6 議員提出議案第24号 自治体クラウドの推進を求める意見書の提出
  - 7 議員提出議案第25号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書の提出
- 第9 報告事項の説明、質疑
- 1 報告第19号 平成22年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告
  - 2 報告第20号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
  - 3 報告第21号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 第10 請願の委員会付託
- 1 請願第2号 飯塚市立小中学校・普通教室へのクーラー設置に関する請願（市民文教委員会）
- 第11 署名議員の指名
- 第12 閉会

会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（兼本鉄夫）

これより、本会議を開きます。

（発言を求める者あり）

暫時休憩いたします。

午前 10時00分 休憩

午前 10時01分 再開

議長（兼本鉄夫）

本会議を再開いたします。

総務委員会に付託していましたが、議案第64号、議案第72号及び議案第75号、以上3件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。16番 上野伸五議員。

16番（上野伸五）

総務委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第64号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、窓口業務委託料について、平成24年4月からの窓口業務の一部民間委託実施のため900万円が計上されているが、その内容はどのようなもので

あるのかということについては、窓口業務の一部民間委託実施に際して、市民サービスの低下を招かないために綿密な引き継ぎが必要であると考えており、平成24年1月から3月までの引き継ぎ期間に係る経費を計上している。補正額については、良い人材を確保し、窓口サービスの安定した提供と質の向上を確保するために現在の平均的な嘱託職員の賃金を参考に設定したという答弁であります。

次に、窓口業務の委託業者の決定の方法、委託業者に求める水準をどのように考えているのかということについては、委託業者はプロポーザル方式により選定委員会で選定する予定である。また、委託業者に求める水準として、個人情報の保護について十分な配慮があり、社内規定を設け、従事者の質の確保ができる研修体制を保持していること等を考えているという答弁であります。

次に、個人情報保護の観点から、個人情報保護条例の罰則規定の見直しが必要と考えるが、条例改正を行う予定があるのか、また条例改正前に委託業者を選定することになるのかということについては、現在、条例の見直しの検討を行っており、12月議会に上程する予定で考えている。委託業者の選定は改正前に行うことになるという答弁であります。

この答弁を受けて、委託業者の選定の前に条例の改正を行うべきではないのかということについては、委託業者に対する直接的規制や罰則等は契約約款の中に設けるものであり、個人情報保護条例の改正は全体的な罰則規定の見直しを予定しているもので、契約規程とは別に平行して事務処理を進めており、支障はないと考えているという答弁であります。

次に、窓口業務委託が完全実施された場合、財政効果はどの程度あるのかということについては、正規職員5名、臨時職員5名の減となり、1年間で1200万円程度の財政効果を見込んでいるという答弁であります。

次に、街なか子育てひろば新設事業について、今回の新設において県の補助が10分の10あるが、来年度以降の事業費はどの程度になると試算しているのかということについては、来年度からの全体事業費として1825万9千円と見込んでいる。主な内訳として、光熱費が243万2千円、店舗借り上げ料として月額26万円で年間312万円、人件費が職員3名で1255万3千円となっている。国の次世代育成支援対策の交付金事業に該当するため、約218万円の補助金を見込んでいるという答弁であります。

次に、筑豊ハイツテニスコート改修工事について、現状の問題点は何か、また国際テニス連盟の国際基準を満たしているコートは何面あるのかということについては、屋外のテニスコートは老朽化が著しくコート等のひび割れが進んでいる。筑豊ハイツには4面の屋外テニスコートがあるが、そのすべてが国際基準を満たしていない。今回の改修によりコート間の幅を広げる関係で4面から3面へ変わるが、国際基準を満たすよう整備したいと考えているという答弁であります。

次に、議員調査研究活動経費について、829万3000円の積算根拠は何かということについては、主な内訳として、委員派遣、議員派遣に伴う議員調査旅費が443万1840円、全国議長会や全国市長会が開催する研修会へ参加するための議員研究旅費が329万2650円、議会図書等購入費として29万7400円などであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から本案には反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第72号 財産の譲渡（天道自治公民館敷地）」及び「議案第75号 訴えの提起（片島民有地の時効取得による所有権確認）」、以上2件については執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。私はただいまの総務委員長報告のうち、「議案第64号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」に反対し、討論いたします。当初予算になかった議員調査活動費829万3000円が今回新たに計上されています。調査研究旅費772万5千円、研修参加負担金27万円、議会情報月刊誌1万8千円、議会図書室図書費28万円です。もともと市議会は、政務調査費1368万円を議員提案により全会一致で廃止したものです。それなのに、今回829万3千円もの活動費を新たに計上するのは、市民の目から見れば根拠がわからないものであり、お手盛りと言われても仕方ありません。調査、研修というのは、議員個人が勉強するもので個人負担とすべきであり、税金を使うべきではなく、削除すべきです。

次に、子育て支援センター費の街なか子育てひろば2057万円は、東町商店街の一角に子育て支援センターを設置しようというものです。平成15年7月19日の大水害では子どもの背丈以上の高さまで浸水しました。昨今の異常気象では、同様の災害が起こる危険性がないとは言えません。多くの子ども達が集う場所です。子どもの命が守れるのか、安全に過ごせる場所なのかを考えていない。危険性の残る所に子どもの施設をつくるわけにはいきません。

次に、住民基本台帳管理費の窓口業務委託料900万円は、来年度から民間委託するため、来年1月から3月までの間引き継ぎをするための費用です。個人情報扱う窓口業務を民間委託にすることは認められません。

次に、地下埋設電線撤去工事費負担金275万5千円は、幸袋にある飯塚リサーチパーク第8区画の売却に伴って電線を撤去するものです。そもそもリサーチパークは、平成5年に49億2100万円かけてIT企業を誘致するため造成したもので、そのとき297万5千円をかけて地下に埋設されました。その後、9区画のうち2区画しか売れず、市は穴埋めに47億7千万円をつぎ込みました。今回IT企業ではない会社に売却するために地下に埋設された電線を撤去するものです。開発に失敗し、無駄な税金投入を重ねるものです。

以上、反対討論とします。

議長（兼本鉄夫）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第64号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第72号 財産の譲渡（天道自治公民館敷地）」及び「議案第75号 訴えの提起（片島民有地の時効取得による所有権確認）」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも委員長報告のとおり原案可決されま

した。

厚生委員会に付託していましたが、議案第67号、議案第78号及び認定第18号、以上3件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。13番 田中裕二議員。

13番（田中裕二）

厚生委員会に付託を受けていました議案2件、及び認定議案1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第67号 飯塚市子育て支援センター条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、利用者が一番多い枝国の子育て支援センターを移転するのはなぜかということについては、現支援センターは枝国保育所の管理人室としてつくられた部屋を改装したものであり、面積も狭く、駐車場についても保育所の送迎と共用であるため、利用者の方にとって今後の利便性を考慮したためである。なお、このセンター利用者が多いのは、福祉総合センターと保健センターで週2回行っている「子育てひろば」の利用者が半数以上を占めているためであるとの答弁であります。

次に、穂波庁舎や福祉総合センターなど、枝国の子育て支援センターの近くで適した場所はなかったのかということについては、合併当初からいろいろと検討してきたが、他の施設に余剰スペースのある部屋がなく移設することができなかったとの答弁であります。

この答弁を受けて、利用者が多いということは、場所的にも利用しやすかったということであり、その辺りも考慮して移設先を考えるべきではなかったのかとの意見が出されました。

次に、街なか子育てひろばを設置することにより利用者がふえると思っているのかということについては、中心市街地に設置することにより商店街との相乗効果が期待できること、また公共施設などの近くに位置していることなどから、利用者はふえてくると考えているとの答弁であります。

次に、コスモスコモンにある空きスペースに設置した場合は、県の補助事業の対象にはならないのかということについては、今回の事業は子育て応援のための商店街まちづくり事業であり、補助事業の対象にはならないとの答弁であります。

以上のような質疑応答ののち、委員の中から、一番利用者が多い枝国の子育て支援センターを廃止し、東町商店街の空き店舗を活用した街なか子育てひろばを設置することに対して、本当に利用者のためになるのか疑問であり、本案には反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第18号 平成22年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受けたのち、慎重に審査するというところで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

ただいまの厚生委員長の報告のうち、議案第67号、議案第78号について反対討論を行

います。「議案第67号 飯塚市子育て支援センター条例」は、街なか子育てひろばを東町商店街に設置し、一方で、枝国の穂波子育て支援センターは廃止しようとするものです。子育て支援センターは、子育てに対する不安を緩和し、子供の健やかな育ちを促進するため、地域における子育て支援の拠点施設として設置するものです。子どもが安心、安全に過ごせる場所、子ども連れのお母さん達が集まりやすい場所であるべきです。枝国の穂波子育て支援センターは、利用者も多く親しまれています。水害もなく駐車場も目の前にあり便利です。廃止は認められず、必要な予算をかけて充実すべきです。また、街なか子育てひろばについては、よりによって水害が繰り返されている玉置店舗に子どもの施設をつくることは認められません。

「議案第78号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」について、反対の立場から討論します。この福祉センターはお風呂もあり連日多くの市民から親しまれている施設であり、災害時は防災拠点として飯塚市が責任を持って対応できるよう直営で行うのが妥当であり、指定管理は認められません。

議長（兼本鉄夫）

ほかに討論はありませんか。6番 江口 徹議員。

6番（江口 徹）

「議案第67号 飯塚市子育て支援センター条例」に関し、反対の立場から討論いたします。今回の条例案につきましては、街なか子育てひろばが含まれております。この穂波子育て支援センターを廃止して、街なか子育てひろばを設置するということに関しまして、本当に利用者のためになるかどうか非常に疑問に思っており、問題であると考え、反対いたします。

まず第1に、利用者のための視点が非常に不足しております。今回の移転に際し、執行部は利用者の意見を全く聞いておりません。そしてまた、利用者の交通手段に対する検討も不足しております。例えば、旧穂波のどこどこから車で、徒歩で何分かけて来ているといったような、どのエリアから何を使って来ているといったような詳細な調査は行っておりません。全体としておよそ9割の方が車を使って来られているという調査はあります。そしてまた全体として6.7%の方が徒歩で来られているという調査はあります。しかしながら、その詳細についての検討がなされておりません。そしてこの穂波から、飯塚市飯塚への街なか子育てひろばへの移動に関し、執行部側の説明については車で3分、直線距離にして1.4キロの移動であるので利用者については大きな不便をもたらさないというお話でございました。しかし、先ほど言いました6.7%の方々にとってみれば、これは約2キロ、20分弱の時間がかかるものでございます。利用者の中には、潤野から40分かけて枝国の子育て支援センターまで来られていた方々もおられました。その方々にとって、さらにプラス20分という厳しい条件が加わります。そして駐車場についても、現在すぐそばに11台あるものが店舗横にはわずか5台、確かに立体駐車場、東町駐車場といった点については検討がなされておりますが、駐車場についても利便性は下がるものと考えております。また、利用者の希望が多い一時保育については、現在子育て支援センターの中で唯一穂波子育て支援センターは一時保育を行っておりませんが、今回街なか子育てひろばに移っても一時保育は行われません。

次に、地域に対する配慮が不足していると考えます。飯塚市はご存じのように、1市4町が合併したまちであります。であるからこそ、そのそれぞれの地域に対する配慮がきちんとなされなければならないと考えます。

次に、財政にも負担をかけます。この街なか子育てひろばに関する費用は、今年度の補正予算分の多くは補助金であります。来年度からはほぼ全額が市の負担となります。そして、空き店舗といえども家賃が発生いたします。

次に、移転先の検討が非常に甘いと考えます。執行部の説明の一番大きな理由は、穂波の子育て支援センターが狭いというのが移転の理由であります。そして移転先について、穂波庁舎にあります保健センター、穂波総合福祉センター、穂波公民館等々を検討したと言われました。しかしながら、部屋がないと言われました。けれども、公民館についても総合福祉センターについても貸し出しをしているスペースがございます。そのスペースを子育てのために、支援センターのために使わせていただきたいといったとき、地域の住民の方々が果たして反対するでしょうか。そしてまた穂波庁舎について、執行部側は駐車場が他のイベント等と重なった場合には問題があると言った理由をこの穂波庁舎が不適當であるという理由で出されました。穂波庁舎の前には数十台停まる駐車場がございます。そしてまた、道路を挟んでもう少し離れた場所にも駐車場がございます。そういった穂波の中でもっと適地がある。現在、ひろば事業となっている穂波の総合福祉センター並びに庁舎、保健センター等々の適地がある。それであるのに、そちらについての検討が非常に甘いと考えます。

そして第5には、手続違反であると考えます。今回、この子育て支援センターの条例の提案にあたり、市側は次世代育成施策推進委員会という市長の諮問機関があるにもかかわらず、この子育て支援センターの問題について諮問をせず、検討していただいておりません。公の施設という非常に重要な施設であればこそ、しっかりと市長の諮問機関である飯塚市次世代育成施策推進委員会ですっきりとした検討がなされるべきであると思っております。

以上5点を主な理由として、この子育て支援センターについては不適當であると考えます。何よりも穂波が一番利用が高い。他のところの1.5倍以上の利用者がございます。その方々が、そしてまた穂波の方々が、今度移動した先に本当にきちんと来てくれるのか。確かに多くの方々は車で移動です。しかし車の移動だとしても距離が加わり、そして徒歩の方々にしてみればプラス20分という困難な部分加わる。もしこれが学校や公民館であったらどうでしょうか。保護者への説明会を行わず、公民館の運営審議会を経ずにこのような条例の提案がなされたら、それはきちんとした審議をなされていないとして、私たち議会は、もう一度その部分をやってこいと、やってこべきだという判断をするのではないのでしょうか。地域の方々の意見をしっかりと聞くこと、利用者の意見を聞くこと、そして何より手続として大切なものを飛びのかさないこと、そのようなことをきちんと考えていただきたいと思います。以上をもちまして、反対討論とさせていただきます。

議長（兼本鉄夫）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第67号 飯塚市子育て支援センター条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第78号 指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「認定第18号 平成22年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していましたが、議案第65号、議案第69号から議案第71号までの3件、議案第76号及び議案第77号、以上6件を一括議題といたします。市民文教委員長の報告を求めます。28番 坂平末雄議員。

28番（坂平末雄）

市民文教委員会に付託を受けました議案6件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第65号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第69号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（1工区）工事）」、「議案第70号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（2工区）工事）」、及び「議案第71号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（3工区）工事）」、以上3件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、1工区工事についてはゼネコンと地元業者の3社によるJVが結成されたが、出資比率はどのようになっているのかということについては、ゼネコンは50%未満、残りの2社については最低20%を超えることを参加条件としているという答弁であります。

次に、1工区から3工区までの工事は全て最低制限価格で応札されているが、施工管理上の問題はないのかということについては、設計図書の中で必要な経費を積算し、最低制限価格を設定している。最低制限価格での応札については、参加業者が十分な積算をしたうえで結果であるため、施工管理上の問題はないという答弁であります。

次に、今回の工事は3工区に分けて発注しているが、今後発注する工事についても同じ方式で行うのかということについては、地元業者の参加機会をふやすためにも、同様に行いたいと考えているが、工区が細くなることにより経費が高くなる問題や統一性の問題等が生じるため、各工事の状況に応じて検討したいという答弁であります。

次に、1工区については応札業者が4社と少ないのはなぜかということについては、1工区に参加したJVは2工区、3工区の入札に参加できないという条件であったため、最終的に結成された11JVのうち、1工区に4JV、2工区、3工区に7JVが参加しているという答弁であります。また審査の過程において、地元業者の参加機会をふやすような工夫をしてほしいという要望が出されました。

以上のような審査の結果、本案3件については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第76号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、指定管理者を選考するうえで、応募が2団体というのは少ないのではないのかということについては、事前の説明会には9団体に参加していたが、最終的には2団体の応募であり、他の指定管理施設の状況と比べても、少ない数字ではないという答弁であります。

次に、今回の選考については、過去の経過を勘案し、地元の団体を選んだのではないのかということについては、今回選考された団体は、コスモスコモンと嘉穂劇場の協力など、地元の文化振興に関する提案が評価された結果であるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 指定管理者の指定（飯塚市市民交流プラザ）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

ただいまの市民文教委員長の報告のうち、議案第65号、議案第71号、議案第76号、議案第77号について反対討論を行います。

まず、「議案第65号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」は、学校給食調理等業務委託料は平成24年から26年の3年間、伊岐須小学校、庄内小学校、庄内中学校の給食の調理を民間に任せるものです。学校給食において、栄養士と調理師の協力は欠かせません。民間委託にすると市の職員が業者に指示するなど、さまざまな問題が出てきます。学校給食は食の安全、食育など教育的側面からも、それぞれの学校において市の職員が行うべきで、未来を担う子どもたちに市が責任を持つためには、民間業者への安易な委託は問題があり、認められません。

次に、「議案第71号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（3工区）工事）」です。本市は暴力追放のためにさまざまな努力を積み重ねてきました。本議案の受注業者をめぐって発砲事件が起きたのだから、この公共事業の発注者の責任として業者に事情も聞いていない。市民の期待を裏切るものであり認めがたい。

「議案第76号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」についてです。飯塚市文化会館は、文化の香りと創造性に富んだ文化学園都市を標榜する飯塚市で、市民文化の向上と福祉の増進をはかることを目的としています。歴史や風土、自然や伝統を継承し、市民の主体的な芸術活動を通して、まちづくりの基本目的を実現するという基本理念から、日本共産党は5つの提案をしています。それは文化会館の運営はあくまでも建設の経緯と役割に立脚して公の責任で事業団を育成する。そういう姿勢を堅持することを前提にしています。1つ目は、事業団改革のために知恵を出し合う市民参加の場を設けるということです。2つ目は定期的に公聴会などを開き、広く市民、利用者、専門家などから意見を集めるということです。3つ目はサービス向上、運営改善のために情報を公開する。4つ目は事業団及び担当課職員の研修を広く行う。5つ目は飯塚市としてのチェック機能を広く強め、財政的側面からだけの評価にしないということです。以上の立場から、飯塚市文化会館は飯塚市教育文化振興事業団への直営委託で運営すべきと考え、反対します。よって、今回の指定管理導入は認められません。

「議案第77号 指定管理者の指定（飯塚市市民交流プラザ）」について反対討論を行います。市民交流プラザは直営で行って問題はなく、指定管理は認められません。以上、反対の態度を表明します。

議長（兼本鉄夫）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第65号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決すること

に、賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第69号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（1工区）工事」及び「議案第70号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（2工区）工事」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第71号 契約の締結（（仮称）飯塚市立穎田小中学校建設（3工区）工事」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第76号 指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第77号 指定管理者の指定（飯塚市市民交流プラザ）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第66号」、「議案第68号」、「議案第73号」、「議案第74号」、「議案第79号」から「議案第81号」までの3件及び「認定第15号」から「認定第17号」までの3件、以上10件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。5番 平山 悟議員。

5番（平山 悟）

経済建設委員会に付託を受けました、議案7件及び認定議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第66号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 飯塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第73号 土地の処分（平恒地区工場適地）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、当該土地は工場適地であり、社団法人福岡県トラック協会の用途はそれに即していないと思うが、売却先については工場適地として雇用を創出する相手方に限定していないのかということについては、同協会は当該土地に建設予定の施設を、通常時において会員企業の研修等に使用するほか、災害時には緊急物資の輸送拠点や災害に備えた緊急物資の保管施設、あるいは近隣住民の緊急避難施設としての機能を有する施設とする計画であり、飯塚地域の道路貨物運送業のスキルアップや地場企業の振興とあわせ、本市の安心安全なまちづくりにつながるという観点から、今回、同協会に売却したいと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、今後の売却の方針、条件等が安易に変わることはないよう、しっかりと運用してもらいたいという要望が出されました。

次に、今回の処分予定面積は1万1千平米を超えているが、同協会は筑豊のほか、福岡・北九州・筑後にも施設を有しており、これほどの広い面積を必要としているのか。もし必要のない場合は分筆も可能ではなかったのかということについては、当該土地に建設予定の施設は緊急物資の輸送拠点となる施設であり、同協会としてはこの規模の面積が必要という申し出であるという答弁であります。

また審査の過程において、委員の中から、企業誘致を行うにあたり、相手方に対しては建設工事等の際、地元業者を活用してもらおうようお願いしているということであるが、地元業者をどの程度利用したのかということについても実態調査を行い、報告してほしいという要望が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第74号 土地の処分（飯塚リサーチパーク）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、現時点で飯塚リサーチパークへの立地を希望する企業はいるのかということについては、商業施設用地として売却を要望する企業は複数あるものの、研究開発型の企業はいないという答弁であります。

この答弁を受けて、研究開発型の企業誘致を目的としていた飯塚リサーチパークは厳しい状況が続き、今回の処分先である九電工についても目的とする業種ではないことなどを考えると、すでに誘致する業種を限定する意義は失われていると思うので、今後は早急に売却する方向で考えていくべきであり、その取組みを進めてほしいという要望が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第79号 市道路線の廃止」及び「議案第80号 市道路線の認定」、以上2件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 専決処分の承認（平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」）については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、本案については承認すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第16号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第17号 平成22年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上3件については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受けたのち、慎重に審査をするということで、本案3件についてはいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

ただいまの経済建設委員長の報告のうち、「議案第74号 土地の処分（飯塚リサーチパーク）」について反対討論を行います。飯塚リサーチパークは情報産業都市を目指し平成4年に着工し、翌年完成、分譲を開始したものです。ソフト業界が複合不況に陥り、企業誘致が困難なことを承知の上でした。かかった費用は支払利息を含めて49億2100万円、売却できたのは2区画で、収入は1億5000万円しかなく、市は穴埋めに47億

7000万円をつぎ込みました。すでに回収不能が31億円あります。こういう事情を考えたとしても、市民の感覚からはあまりにも安すぎると思われれます。以上の理由で反対といたします。

議長（兼本鉄夫）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第66号 平成23年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」、「議案第68号 飯塚市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第73号 土地の処分（平恒地区工場適地）」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第74号 土地の処分（飯塚リサーチパーク）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第79号 市道路線の廃止」及び「議案第80号 市道路線の認定」以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第81号 専決処分の承認（平成23年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「認定第15号 平成22年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第16号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」及び「認定第17号 平成22年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」以上3件の委員長報告は、いずれも継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

「議案第82号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長（齊藤守史）

ただいま上程されました「議案第82号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。議案第82号は、佐藤清和監査委員が平成23年8月18日付で辞職されましたので、議会選出の監査委員に飯塚市片島2丁目22番33号鯉川信二氏を同委員に選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いたします。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よつて本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。議案についての討論ですからね。

4番(宮嶋つや子)

私はこの選任議案について賛成の立場でこの選任を認めるものでありますが、地方自治法第197条2の監査委員たるに適しない非行に

議長(兼本鉄夫)

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時55分 再開

議長(兼本鉄夫)

本会議を再開いたします。

4番(宮嶋つや子)

賛成です。

議長(兼本鉄夫)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第82号 監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願ひます。

(起立)

全会一致。よつて本案は、同意することに決定いたしました。

「選挙第6号 飯塚地区消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よつて選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よつて、議長において指名することに決定いたしました。

飯塚地区消防組合議会議員に3番 八児 雄二議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3番 八児 雄二議員を飯塚地区消防組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました3番 八児 雄二議員が飯塚地区消防組合議会議員に当選されました。当選されました3番 八児 雄二議員が議場にお

られますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員の選出については、議長において指名いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。暴力追放・生活安全推進住民会議委員に10番 道祖 満議員を指名いたします。

お諮りいたします。暴力追放・生活安全推進住民会議委員に10番 道祖 満議員を選出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、暴力追放・生活安全推進住民会議委員に10番 道祖 満議員を選出することに決定いたしました。

「議員提出議案第19号」から「議員提出議案第22号」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。6番 江口 徹議員。

6番(江口 徹)

議員提出議案第19号から議員提出議案第22号までの4件について、提案理由の説明をいたします。本案4件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣あてに、「原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書(案)」は内閣総理大臣、内閣官房長官、経済産業大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長あてに、「大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、文部科学大臣あてに、「円高是正のための総合的な対策を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長、国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)あてに、それぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

ただいま提案のありました「議員提出議案第22号 円高是正のための総合的な対策を求める意見書(案)」について、賛成の立場から討論を行います。

この意見書は、円高是正のための総合的な対策を国会及び政府に求めるものです。円高体質を根本から改めるためには、外需頼みから家計・内需主導に改めていくことが必要です。そのためには、非正規労働者の正社員化、最低賃金の抜本的引き上げ、長時間過密労働の是正、下請けいじめの速やかな是正、大企業と中小企業の対等な取引ルールの確立などの実効

性ある対策を求められるよう要望して、賛成討論とします。

議長（兼本鉄夫）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第19号 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書の提出」、「議員提出議案第20号 原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書の提出」、「議員提出議案第21号 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第22号 円高是正のための総合的な対策を求める意見書の提出」、以上4件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案4件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第23号」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。9番 松本 友子議員。

9番（松本友子）

議員提出議案第23号について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「「非核三原則」の法制化を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長あてに提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（兼本鉄夫）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第23号 「非核三原則」の法制化を求める意見書の提出」について、原案どおり可決すること、賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第24号」及び「議員提出議案第25号」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。14番 守光 博正議員。

14番（守光博正）

議員提出議案第24号及び議員提出議案第25号、以上2件について、提案理由の説明をいたします。本案2件はいずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「自治体クラウドの推進を求める意見書（案）」は内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あてに、「電力多消費型経済からの転換を求める意見書

(案)」は内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣あてに、それぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

ただいまの議員提出議案のうち議案第24号、25号について反対討論を行います。

「議員提出議案第24号 自治体クラウドの推進を求める意見書(案)」について反対討論を行います。総務省の開発実証事業として業務システムを開発し、実務運用しながら事務の共通化やデータセンター間のバックアップなどの実験が行われました。その結果として、サーバー台数の削減やバックアップの分散配置などのメリットが示されましたが、その一方で共同開発しなかった業務システムとの連携を検討する必要があること、ネットワーク接続が不安定になるなど、課題も指摘されています。また、開発にかかわっている企業の中に外国資本が入っていることから、開発から撤退した場合を含め個人情報・行政情報が海外のデータセンターに収納されれば日本の法律のコントロールが及ばなくなることが考えられます。自治体クラウドについて、意見書はそのメリットを強調していますが、個人情報が厳格に保護されるのか、そのセキュリティをどう担保していくのか、その対策について何も触れていないのは問題であり、賛成できません。

「議員提出議案第25号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書(案)」について反対討論を行います。この意見書案は、電力消費を低減する対策とともに「電力多消費型経済」から転換させるよう求めるものですが、3番目で企業における長期休暇取得や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図るとしています。輪番操業の徹底や在宅勤務の推進は雇用の形態として好ましくなく、労働強化につながりかねないもので、人間らしい暮らしが奪われる危険性があります。よって、賛成できません。以上、反対討論とします。

議長(兼本鉄夫)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議員提出議案第24号 自治体クラウドの推進を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

次に、「議員提出議案第25号 電力多消費型経済からの転換を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「報告第19号 平成22年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」を

求めます。財政課長。

財政課長（石田慎二）

報告第19号について、ご説明いたします。議案書の75ページをお願いいたします。「平成22年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、ご報告するものでございます。健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な赤字を示す指標で、次の連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む全会計の赤字の程度を示す指標となっております。

平成22年度決算では、公営事業会計の一部で赤字決算となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、22年度の比率は13.7%となっております。昨年度が14.5%でしたので、0.8ポイント改善いたしております。これは主に一般廃棄物処理事業債等の償還が終了したことにより元利償還金が減少したこと及び一般財源である普通交付税が増加したことなどによるものでございます。将来負担比率は、普通会計におきまして地方債残高のほか公営事業や一部事務組合、公社や第3セクター等への負担も含め、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を指標化したもので、平成22年度は36.3%となっております。昨年度の52.1%より15.8ポイント下がり改善しておりますが、これは主に地方債の償還終了に伴い現在高が減少したことによるものでございます。実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すもので、平成22年度の全ての公営企業会計において、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。以上で、報告を終わります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第20号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」及び「報告第21号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、以上2件の報告を求めます。庄内支所経済建設課長。

庄内支所経済建設課長（重松裕司）

報告第20号及び第21号の専決処分の報告につきまして、ご報告いたします。これらの報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、報告を行うものであります。

議案書の76ページをお願いいたします。本件事故は、平成23年6月8日水曜日、午前9時10分頃、有安地内の市道「有井・栄町線」において、庄内支所経済建設課職員が刈払機により除草作業を行っていたところ、相手方車両が、嘉麻市から鯉田方面へ走行して来た際に、刈払機が小石をはね、相手方車両の左側フロントドアを損傷させたものであります。事故によります過失割合は、市が100%で示談が成立しており、相手方車両の損害賠償額は修理費用額7万3794円となっております。

続きまして、議案書の78ページをお願いいたします。本件事故は、平成23年7月28日木曜日、午後2時45分頃、飯塚市穎田支所駐車場内において、庄内支所経済建設課職員が公用車をバックで発進する際、ハンドルを左に大きく切り過ぎたため、公用車の右先

端が右隣に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の右側、フロント及びリアドア等を損傷させたものであります。事故によります過失割合は、市が100%で示談が成立しており、相手方車両の損害賠償額は修理費用額25万4883円となっております。

今後はこのような事故を起こさないよう、当該職員に対し厳しく指導をしております。また他の職員に対しても、常に危機管理意識を持ち、細心の注意を払い、業務に当たるよう指導し、また自動車の運転にあつては安全運転への注意喚起を促し、再発防止に努めてまいります。

議長（兼本鉄夫）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

提出されております請願が1件あります。お手元に配付しております請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第2号」は、市民文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本件は、閉会中の継続審査といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よつて本件は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

署名議員を指名いたします。5番 平山 悟議員、26番 瀬戸 元議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成23年第4回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間おつかれさまでした。

午前11時17分 閉会

出席及び欠席議員

( 出席議員 28名 )

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 兼本鉄夫  | 15番 | 石川正秀 |
| 2番  | 藤本孝一  | 16番 | 上野伸五 |
| 3番  | 八児雄二  | 17番 | 吉田健一 |
| 4番  | 宮嶋つや子 | 18番 | 秀村長利 |
| 5番  | 平山悟   | 19番 | 藤浦誠一 |
| 6番  | 江口徹   | 20番 | 明石哲也 |
| 7番  | 永末雄大  | 21番 | 田中博文 |
| 8番  | 佐藤清和  | 22番 | 鯉川信二 |
| 9番  | 松本友子  | 23番 | 松延隆俊 |
| 10番 | 道祖満   | 24番 | 岡部透  |
| 11番 | 小幡俊之  | 25番 | 古本俊克 |
| 12番 | 梶原健一  | 26番 | 瀬戸元  |
| 13番 | 田中裕二  | 27番 | 森山元昭 |
| 14番 | 守光博正  | 28番 | 坂平末雄 |

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 大庭 義 則

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 許斐 博 史

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

都市建設部次長 中園 俊 彦

副 市 長 田中 秀 哲

会計管理者 遠藤 幸 人

教 育 長 片峯 誠

財政課長 石田 慎 二

上下水道事業管理者 梶原 善 充

庄内支所経済建設課長 重松 裕 司

企画調整部長 小鶴 康 博

総 務 部 長 野見山 智 彦

財 務 部 長 実藤 徳 雄

経 済 部 長 橋本 周

市民環境部長 白水 卓 二

児童社会福祉部長 高倉 孝

保健福祉部長 大久保 雄 二

都市建設部長 定宗 建 夫

上下水道部次長 杉山 兼 二

教 育 部 長 小田 章

生涯学習部長 伊藤 博 仁

企画調整部次長 大谷 一 宣

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番

